## 児童手当 制度改正のお知らせ

~令和6年10月分から児童手当制度が拡充されます~

#### 改正のポイント

- 所得制限によって児童手当(特例給付)を受給できていなかった方も、受給できるようになります。
- 高校生年代のお子さんの分も支給されるようになります。
- 大学生年代以下のお子さんが 3人以上いる方は、支給される金額が多くなります。

主な変更点	改正前<令和6年9月分まで>	改正後<令和6年 10 月分から>
支給対象	中学生までの児童	高校生年代までの児童
	(15 歳になった年の最初の3月末)	(18歳になった年の最初の3月末)
所得制限	あり	なし
手当月額	3 歳未満 : I 5,000 円	3 歳未満
	3歳~小学生	第   子・第 2 子:   5,000 円
	第1子・第2子:10,000円	第 3 子以降 : 30,000 円
	第3子 以 降:15,000円	3 歳~高校生年代
	中学生 : 10,000 円	第1子・第2子:10,000 円
	【所得制限限度額以上】	第 3 子以降 : 30,000 円
	所得上限限度額未満:5,000 円	
	(特例給付)	
	所得上限限度額以上:支給なし	
支給月	年3回(各前月までの4か月分を支払)	年6回(各前月までの2か月分を支払)
	2月、6月、10月	12月、2月、4月、6月、8月、10月
多子加算の	高校生年代までの児童	高校生年代までの児童
算定対象		+高校生年代までの児童の兄弟で次の子を追加
(第3子の		児童手当受給者に経済的な負担等がある大学生年代の子
数え方)		(22 歳の最初の 3 月末まで)

※第3子以降の支給額が増える特例を「多子加算」といいます。

### 世帯の状況により、申請が必要です。

#### 申請が必要です

- ①中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
- ②所得制限により児童手当(特例給付)の 支給がない方
- ③児童手当を受給中で、算定児童として認定されて いない高校生年代の児童を養育している方
- ④大学生年代の子に対して経済的負担があり、 その子を含め3人以上の児童を養育している方
- ➡申請が必要です。

裏面をよくお読みいただき、申請をしてください。

#### 申請は不要です

御浜町から児童手当(特例給付)を受給している方 のうち、左記①~④以外の方

●制度改正によって手当額が増える方

(例:中学生以下の児童のみ3人以上養育している

養育している高校生が算定児童として登録されている 等)

●制度改正によって手当額が変わらない方

(例:高校生年代以上の兄弟がいない中学生以下の児童を

Ⅰ人または2人養育している 等)

- **→原則、申請は不要**です。上記改正後の内容をご確認 ください。
- 12月支払から、改正後の手当額で支給します。

裏面へ

#### 申請が必要な方

	世帯状況	提出書類		
新規申請	① 中学生以下の児童はいないが、	◆児童手当認定請求書		
	高校生年代の児童を養育している方	【 添付書類 】		
		・本人確認書類(運転免許証(表面)、健康保険		
		証、マイナンバーカード(表面)、パスポート		
	② 所得制限により児童手当(特例給付)の	等の写し)		
	支給がない方	・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し		
		・健康保険証の写し		
増額申請	③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定され	◆額改定請求書		
	ていない高校生年代の児童を養育している方			
	④ 大学生年代の子に対して経済的負担があり、	◆額改定請求書		
	その子を含め3人以上の児童を養育している方	◆監護相当・生計費負担についての確認書		

※世帯の状況等により、追加の書類を求める場合があります。

- ※児童が施設に入所している等の場合、施設等の設置者に手当が支給されます。
- ※児童手当の受給者(児童の保護者のうち所得が高い方)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)へご確認ください。

#### 由善期限

# 令和6年10月31日(木)【必着】

制度改正により申請が必要な方について、期限内に提出し認定された場合は 10 月・11 月分の手当を令和 6 年 12 月に支給します。期限を過ぎて提出し認定された場合は、令和 7 年 1 月以降に、10 月分まで遡及して支給となります。申請の最終期限は**令和 7 年 3 月 3 1 日 (月)【必着】**です。

※9月30日以前に転出予定の方は、転出先の自治体で申請してください。

#### 申請方法

申請方法	申請先			受付開始	
窓口	御浜町役場	階	健康福祉課	子ども家庭室	令和6年9月2日(月)

お問い合わせ

電話番号 05979-3-0508 (平日8:30~17:15) 御浜町役場 健康福祉課子ども家庭室